

実習免除について 実務経験一覧表

実務経験が認められる指定施設等の種類及び職種

次の施設・事業において精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として所定の時間行っている方は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

施設種類	精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていると認められる職種
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー ソーシャルワーカー ケースワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
病院または診療所 (精神病床を有するものまたは精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー ソーシャルワーカー ケースワーカー 看護師 臨床心理技術者 その他
地域保健法	
保健所	精神科ソーシャルワーカー 精神保健福祉相談員 保健師 看護師 臨床心理技術者 その他
市町村保健センター	精神科ソーシャルワーカー ソーシャルワーカー ケースワーカー 保健師 看護師 臨床心理技術者 その他
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
精神保健福祉センター	精神科ソーシャルワーカー 精神保健福祉相談員 保健師 看護師 臨床心理技術者 その他

実習免除について 実務経験一覧表

実務経験が認められる指定施設等の種類及び職種

施設種類		精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていると認められた職種	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
障害者自立支援法の規定による改正前の法律に規定する施設	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者福祉ホーム	管理人 その他
		精神障害者授産施設	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者地域生活援助事業を行う施設	世話人 その他
障害者自立支援法			
従前の例により運営をすることができる施設	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者福祉ホームB型	管理人 その他
		精神障害者授産施設	精神障害者社会復帰指導員 その他
		精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員 その他
主として精神障がい者に対してサービスを提供する施設	障害福祉サービス事業を行う施設(1～6に限定)	1生活介護	生活支援員 世話人 その他
		2共同生活介護	
		3自立訓練	
		4就労移行支援	
		5就労継続支援	
		6共同生活援助	
	相談支援事業を行う施設	相談支援専門員 その他	
	障害者支援施設	生活支援員 その他	
	地域活動支援センター(※)	指導員 その他	
	福祉ホーム	管理人 その他	

(※) 経過的な精神障害者地域生活支援センターを含む。